

パートナーシップ宣誓者の利用可能な行政サービス

令和7年4月1日

制度・手続きの名称	内容	お問い合わせ先
住民票の続柄変更	同一世帯の場合、本人の申し出によりパートナーの住民票上の続柄を『縁故者』として登録することができます。	【大空町役場】福祉課 戸籍保険グループ 0152-77-8082 (直通) 【総合支所】住民福祉課 住民グループ 0152-67-7112 (直通)
町営住宅への入居・同居（特定公共賃貸住宅含む）	同一世帯のパートナーの住民票上の続柄を『縁故者』として登録することで、パートナーとの入居申請をすることができます。（入居資格の要件を満たす必要があります。）	【大空町役場】住民課 住民グループ 0152-77-8071 (直通) 【総合支所】住民福祉課 住民グループ 0152-67-7112 (直通)
犯罪被害者等見舞金	配偶者と同様にパートナーも見舞金の支給を受けることができます。	【大空町役場】住民課 住民グループ 0152-77-8071 (直通) 【総合支所】地域振興課 総務グループ 0152-66-2131 (代表)
両親学級	パートナーも両親学級に参加することができます。	【大空町役場】福祉課 健康介護グループ 0152-77-8084 (直通) 【総合支所】住民福祉課 福祉グループ 0152-67-7114 (直通)
就学援助の申請	同一世帯のパートナーの住民票上の続柄を『縁故者』として登録することで、保護者と同様にパートナーも申請することができます。	生涯学習課 学校教育グループ 0152-66-2805 (直通)

※上記の手続きは、いずれもパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要です。

※町営住宅への入居などの一部のサービスについては、利用等の判定の際にパートナーの所得も算入されるため、サービスの利用に影響が出る場合があります。